②　１人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし､経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑺③に同じ

⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」､「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

②　第１号３⑴②に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また､「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお､「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　工事全般の施工計画

㋑　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ

④　⑵㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。)及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに⑵㋐の工事全般の施工計画並びに⑵㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　⑵㋐の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（60点）、Ⅳ（45点）、Ⅲ（30点）、Ⅱ（15点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵⑵㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵⑵㋐で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

4　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。)すること。

①～②　第１号４⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年８月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年８月８日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)を予定する。

5　その他

⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ

⑺～⑿　第１号５⑻～⒀に同じ

⒀～⒃　第１号５⒂～⒅に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure of Tokyo-Gaikan Oizumi Junction F-ramp.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化する２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。

平成 26 年５月 12 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　深澤　淳志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　圏央道飯沼川高架橋上部その３工事（以下「①工事」という）

②　圏央道飯沼川高架橋上部その４工事（以下「②工事」という）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所

①　工事　自）茨城県坂東市勘助新田　至）茨城県常総市伊左衛門新田町

②　工事　茨城県常総市伊左衛門新田町至）茨城県常総市大生郷町

⑷　工事内容

①　工事　飯沼第７高架橋、橋種　鋼７径間連続少数鈑桁橋、橋長　Ｌ＝252m、支間長　35.25m＋５@36.0m＋35.25m、幅員　11.2m、床版支間長　6.5m、飯沼第８高架橋、橋種　鋼７径間連続少数鈑桁橋、橋長　Ｌ＝252ｍ、支間長　35.25ｍ＋５@36.0m＋35.25m、幅員　11.2m、床版支間長　6.5m、工場製作工　約930ｔ、工場塗装工　約11,700㎡、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式（クレーンベント工法)、現場塗装工　約600㎡、合成床版工　約5,700㎡、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式

②　工事　飯沼第９高架橋、橋種　鋼７径間連続少数鈑桁橋、橋長　Ｌ＝252m、支間長　Ｌ＝35.25m＋５@36.0m＋35.25m、幅員　11.2m、床版支間長　6.5m、飯沼第10高架橋､橋種　鋼６径間連続少数鈑桁橋、橋長　Ｌ＝216m、支間長　Ｌ＝35.25m＋４@36.0m＋35.25m、幅員　11.2m、床版支間長　6.5m、飯沼第11高架橋、橋種　鋼７径間連続少数鈑桁橋、橋長　Ｌ＝229.5m、支間長　Ｌ＝29.25m＋30.0m＋31.0m＋42.5m＋２@32.0m＋31.0m、幅員　11.2m、床版支間長　6.5m、工場製作工　約1,200ｔ、工場塗装工　約15,000㎡、工場製品輸送工　１式､鋼橋架設工　１式(クレーンベント工法)､現場塗装工　約600㎡、合成床版工　約7,900㎡、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　①工事、②工事共に契約締結の翌日から平成27年12月11日まで。

⑹　使用する主要な資機材　①工事　約930ｔ、②工事　鋼材　約1,200ｔ

⑺　第２号１⑺に同じ

⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ

⑿　第２号１⑿に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお､工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は常総国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ

2　競争参加資格

⑴　第１号２⑴に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成